

## 近畿実業団バドミントン連盟 表彰規定

昭和49年4月1日制定

平成6年5月21日改定

平成9年1月19日改定

平成17年10月2日改定

第1条 本規定は、実業団バドミントン競技の発展のために顕著な業績のある団体及び個人の名誉を表彰することを目的とする。

第2条 表彰は、実業団バドミンントンの普及振興に功労のあったもの並びに技能・記録等の優秀なものに授与するものとし、表彰の種類は功労賞及び技能賞とする。

第3条 功労賞授与基準

1. 近畿実業団バドミントン選手権大会に10回以上出場した団体
2. 近畿実業団バドミントン連盟の発展のために特に顕著な功績あるもの
3. 会長・理事長を7年以上歴任し、その功績顕著なもの
4. バドミンントンの技術、施設、用具その他バドミンントンに関する改善・向上に特に功労の有ったもの

(5)その他理事会に於いて適当と認めたもの

第4条 技術賞授与基準

近畿実業団バドミントン連盟の主催又は主管する各大会に於いて、5年以上連続優勝した団体及び個人

第5条 被表彰者の推薦者は、府県連盟会長とする。被表彰者の推薦は「推薦書」(添付の様式)を起票し、本連盟に届出る。

事務局は内容を確認し 理事会の審議を経て被表彰者名簿を作成する。

会長は理事会の議を尊重し、被表彰者を決定する。

第6条 表彰は原則として毎年1回、近畿実業団バドミントン選手権大会の開会式の際に行う。

第7条 表彰は、賞状及び副賞の授与により行う。

第8条 本規定の改廃は、理事会の審議を経て決定する。

以上